

福井県報

号外第 77 号
令和 7 年
10 月 9 日(木)
火曜日発行

— 目 次 —

公安委員会告示

- 福井県越前市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の
停車又は駐車に関する合意（102・交通規制課）…………… 1

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第102号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、福井県越前市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年10月9日

福井県公安委員会 委員長 禰 了修

1 合意した者

- (1) 福井鉄道株式会社
- (2) 福井県公安委員会
- (3) 福井県越前市
- (4) 国土交通省中部運輸局
- (5) NTT西日本株式会社福井支店

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称 バス停留所一覧表

停留所名称	停留所所在地	備考
市役所前	越前市府中一丁目3000	越前市市民バス 市街地循環北ルートほか
総社	越前市蓬萊町1002	越前市市民バス 市街地循環北ルート

3 2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
NTT西日本株式会社 福井支店	自動運転バスの実証実験	越前市が実施する「自動運転実証事業」

4 2における3に掲げる自動車の停車または駐車が、道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 「バス停留所一覧表」に記載の停留所を使用している一般乗合旅客自動車と運行時間についての調整
- (2) 運行時間内に限った同停留所における停車または駐車
- (3) 停車又は駐車の期間は令和7年10月9日から令和7年10月22日までとする。

